

宮崎県吹奏楽連盟寄贈楽器の取り扱いに関する申し合わせ事項

1 目的

この申し合わせ事項は、寄贈等による宮崎県吹奏楽連盟所有楽器の活用や貸し出しについて定めるものとする。

2 対象楽器

ここで定める楽器は以下の楽器とする。

楽器名	台数	寄贈年	寄贈者	メーカー	モデル	インチ / 音域
クラリネット	18	令和3年	音成和子			
ティンパニ	4	令和3年	音成和子	ヤマハ	TP-8300R シリーズ	32 インチ(D-B ^b) 29 インチ(F-d ^b) 26 インチ(A-f) 23 インチ(c-a ^b)
マリンバ	1	令和3年	音成和子	ヤマハ	YM-410D	4 オクターブ (C28-C76)
シロフォン	1	令和3年	音成和子	ヤマハ	YX-500F	3.5 オクターブ (F45-C88)
ヴィブラフォン	1	令和3年	音成和子	ヤマハ	YV-3030MS	3 オクターブ (F33-F69)
グロッケン	1	令和3年	音成和子	ヤマハ	YG-2500	3.5 オクターブ (C52-E92)
バスドラム	1	令和6年	音成和子	ヤマハ	CB-9036	36inch
チャイム	1	令和6年	音成和子	ヤマハ	KG-36	36inch
銅鑼	1	令和6年	音成和子	ヤマハ	YCH-7118	

3 使用対象者

楽器を使用・借用できる者は宮崎県吹奏楽連盟加盟団体とする。

4 打楽器の使用対象

打楽器を使用・借用できる目的は、次のいずれかの場合とする。

- ・宮崎県吹奏楽連盟主催事業
- ・九州、全日本吹奏楽連盟主催事業への出場
- ・宮崎県吹奏楽連盟 各支部の主催事業
- ・宮崎県吹奏楽連盟 加盟団体の主催する演奏会等

5 使用者の決定

【管楽器】 年度初めの貸し出しについては、申込みが楽器の数を上回る場合、総会時の抽選において決定する。年度途中で返却があった場合は、ホームページに掲載の上、先着順とする。

【打楽器】 随時の受付とするが、借用希望者が複数いる場合は抽選とする。

6 使用期間

【管楽器】 2月末まで 年度内に必ず返却することとする。

【打楽器】 使用する大会や演奏会のための使用とし、中長期的な貸し出しは認めない。

ただし、搬出・搬入に必要な期間はこの限りではない。使用目的終了後速やかに返却すること。

7 楽器の貸し出し

【管楽器】

- ①申請者は事務局へ「楽器借用申請書(管楽器)」を提出する。
 - ②連盟は申請者へ「楽器貸出書」を発行する。
 - ③音楽工房トニカにて、楽器を受け取る。
 - ④楽器貸出書の遵守事項を守って使用する。
 - ⑤音楽工房トニカにおいて楽器の調整・修理を受けた上で、音楽工房トニカへ楽器を返却する。
- なお、調整・修理に係る費用は申請者(使用者)の負担とする。

【打楽器】

- ①申請者は事務局へ「楽器借用申請書(打楽器)」を提出する。
- ②連盟は申請者へ「楽器貸出書」を発行する。

- ③連盟事務局事務所にて、事務局または常任理事立ち会いの下、楽器貸出書を提示し借用する。
この際、チェックリストに基づいて楽器の状態を両者で確認する。
- ④楽器貸出書の遵守事項を守って使用する。
複数団体の使用に伴い団体間で受け渡しを行う場合は、楽器の状態の確認と、管理責任の所在を明確にすること。
- ⑤事務局または常任理事立ち会いの下、連盟事務局事務所へ楽器を返却する。
この際、チェックリストに基づいて楽器の状態を両者で確認する。
- ⑥連盟は定期的に音楽工房トニカへ点検を依頼する。
過日の点検により、借用者の過失による破損や汚損等が判明した場合は、修理費用を当該借用者へ請求することとする。

8 楽器の修理等

使用者の過失により生じた不具合については、申請者（使用者）の負担によりこれを解消し、返却すること。

なお管楽器については、経年劣化等による不具合についても申請者（使用者）の負担において修理等を行うものとする。

打楽器については、楽器店やメーカーが経年劣化による不具合と認めた場合は、宮崎県吹奏楽連盟の負担により修理等を行う。

9 使用料等

寄贈楽器の使用料等は次のとおりとする。

クラリネット	無料 ただし使用者負担によりメンテナンスを行い返却する
打楽器	
宮崎県吹奏楽連盟主催事業	無料 ただし、理事会で適宜定めるメンテナンス料を徴収する。
九州、全日本吹奏楽連盟 主催事業への出場	無料 ただし、理事会で適宜定めるメンテナンス料を徴収する。
各支部の主催事業	無料 ただし、理事会で適宜定めるメンテナンス料を徴収する。
加盟団体主催演奏会等	1回につき ティンパニ1セット 10,000 円 マリンバ 5,000 円 シロフォン 3,000 円 ヴィブラフォン 4,000 円 グロッケン 3,000 円 バスドラム 5,000 円 チャイム 5,000 円 銅鑼 2,000 円

10 附則

この申し合わせ事項は、令和8年1月18日から施行する。（令和7年度 第4回理事会 承認）